

11月は児童虐待防止推進月間

地域ぐるみで見守ろう

児童虐待の相談件数は年々増加しており、また、子供の命が奪われる悲しい事件も後を絶ちません。虐待は子供の人権を侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な悪影響を及ぼします。家族に、そして地域にとつてもかけがえのない子供たちをどうすれば虐待から守れるか……。この機会に皆さんで考えてみませんか。

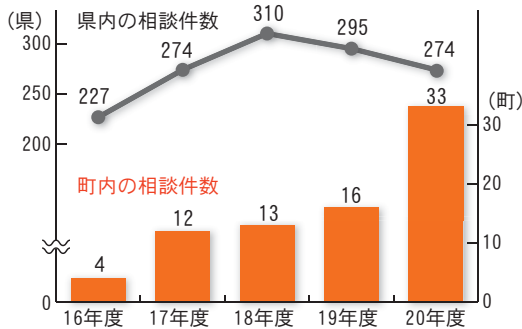
守ろうよ

未来を見つめる

小さなひとみ

平成21年度児童虐待防止推進月間標語

◆本町と県内の児童虐待相談件数



児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあり、昨年度は町内で33件、県全体では274件もの相談が寄せられています。虐待の種類には直接的に危害を加える身体的虐待、育児に必要な行為を行わないネグレクト（育児放棄）、心が傷つく行為を行う心理的虐待、性的行為などを強要する性的虐待があります。昨年度の県全体での割合を見ると身体的虐待が39・8%と最も多く、次にネグレクト（31・4

%）、心理的虐待（24・1%）の順に続き、性的虐待の相談も少なくなっています。虐待を受けた子供は心身ともに深い傷を負い、立ち直るためには長い時間がかかります。児童虐待を防ぐため、わたしたちができることは何でしょうか。虐待の主な要因として、家庭内の問題のほか、核家族化の進展により地域との関係が希薄化し、悩みを相談できる人が減ったことによる育児ストレスなどが挙げられます。誰にも相談できず悩みを抱える親子には、周囲の温かいサポートが必要不可欠です。児童虐待防止のため、

身の回りに気になる子供はいませんか

「おかしい」と感じたらすぐに連絡を



食べ物を万引きしている子供



夜遅くまでコンビニなどにいて家に帰らない子供



顔や腕、足などに多数のあざがある子供



ひどく汚れた服を着ている子供、風呂に入っていない様子の子供

「虐待では？」と感じたら皆さんの近所で児童虐待を疑われるようなことがあります。至急情報をお寄せください。調査の結果虐待ではなかったとしても、情報を提供した方の責任は問われません。また、情報を提供した方の氏名などの秘密は固く守られます。

◆通告先 町保健福祉課児童福祉担当（直通82-3113）※緊急時には夜間・休日でも受け付けます。☎82-3111